

建設工事の入札における工事費内訳書について

令和8年5月11日
宍粟市総務部財政課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）が改正され、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費）を、入札時の内訳書に記載しなければならないこととされました。

宍粟市においても、令和8年7月1日以降の公告案件については、下記のとおり改正法に基づく工事費内訳書の提出を求めることとしましたので、お知らせします。

記

1 適用時期

令和8年7月1日以降の公告案件から適用

2 対象工事について

少額工事を含む全ての建設工事が対象

3 内訳書の様式について

(1) 任意様式 ※参考様式を別に添付

(2) サイズ：A4（縦・横自由）

4 内訳書に記載しなければならない事項

(1) 直接工事費のうち、材料費及び労務費の金額

(2) 法定福利費

(3) 建退共制度の掛金

(4) 安全衛生経費

5 入札無効

(1) 内訳書を提出（同封）しないとき

(2) 法令により記載が義務付けられている項目の記載がないとき

(3) 内訳書に重大かつ明白な不備があるとき

6 その他

(1) 紙入札の場合は、紙での提出を求めます。

(2) 大規模な工事及び任意に指定する工事については、工事費内訳書以外に、明細書及び単価表等の詳細な付属資料の提出を求めることがあります。